

監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査（市政改革プラン2.0の検証について）

所 管 所 属：福祉局

通知を受けた日：令和4年2月18日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見46	153	<p>民間移管による効果に関する検証結果を記載されたい(福祉施設)。</p> <p>一定期間経過により事業者の変更がありうる指定管理者制度を取りやめ、安定的で継続的な運営により「利用者に精神的な負担を与えない」ように民間移管を活用すべく、民間移管に向けた手続の進捗状況を管理している。民間移管後の効果については、市政改革プラン及びその成果からは読み取れない。</p> <p>指定管理者制度から民間移管がなされたことにより利用者に精神的な負担を与えないという効果を得られたかを検証するためには、民間移管後における利用者らの声、利用者らがサービス継続により安心を得られているかといった民間移管後の状況に関して、その後のモニタリングも行われるべきであった。</p>	<p>市政改革プラン2.0における官民連携の方針は、民間ができることは民間に委ね、大阪市が果たす役割を見直すなど、公共サービスの提供にあたって、大阪市・民間の最適な役割分担により、コスト削減とサービス向上が期待できるものは積極的に民間活力を活用していくというものである。</p> <p>今回の監査対象である福祉施設については、「利用者に精神的な負担を与えないようにするためには、サービスが継続して行われることが望ましい」ことから、運営者が変更する可能性のある指定管理者制度から民間へと移管を進めてきた。</p> <p>当局としては、民間移管することにより長期にわたり同一法人によるサービスが提供できるため、結果として「利用者に精神的な負担を与えない」こととなり、民間移管の目的は達成されているものと考えている。</p> <p>なお、各施設の根拠法令等に基づき定期的に実施される指導監査により、民間移管後の利用者サービスの適正な水準の維持を引き続き図っていく。</p>	見解	—
意見53	168	<p>当初計画していた附属病院の現地建替えを中止し、認知症医療の機能等を継承する新病院等を住吉市民病院跡地で整備し、大阪市立大学が運営することに計画変更なされた経緯、その後1年間の遅れが生じた理由についても、言及されたい。</p> <p>計画変更の経緯については、附属病院について現地建替えの予定であったが、弘済院が培ってきた認知症に係る専門的医療・介護機能を、認知症に関する研究においてトップレベルである大阪市立大学へ継承し、発展させるという考えから、大阪市立大学が運営することを前提に研究も行うことができる施設として整備することに、平成31年4月の戦略会議で決定されたとのことであった。その事情等は、大阪市のホームページ上では公表されているが、市政改革プランにおける情報の整理及び公開を通じて、市民の理解を深めることが望ましい。</p>	<p>経過については施策カルテで進捗管理しており、計画変更した経緯・遅れた理由、および計画変更が決定された平成31年4月の戦略会議の内容については、公表資料（本市ホームページ）で説明している。</p> <p>なお、「市政改革プランにおける情報の整理及び公開」については、ご意見を踏まえ、市政改革室と連携し対応していく。</p>	見解	—